

3-1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出

ダイオキシン類対策特別措置法で規定している「特定施設」は表-1のとおりであり、事業者は表-2に掲げるような場合には、該当する届出をするように規定してあります。

表-1 ダイオキシン類対策特別措置法

施設名		規模
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉。	<ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。 ・溶解炉にあつては容量が1トン以上であること。
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上であること。

表－２ 特定施設に係る各種届出

届出の種類	内 容	提 出 期 間
特定施設設置届出 (第 12 条第 1 項)	特定施設を設置しようとする時。	設置の工事着手の日の 61 日以上前
特定施設使用届出 (第 13 条第 1 項又は第 2 項)	保有している施設が特定施設に指定された時。	特定施設となった日から 30 日以内
特定施設変更届出 (第 14 条第 1 項)	特定施設の構造、使用の方法、発生ガス又は汚水等の処理の方法を変更しようとする時。	変更の工事着手の日の 61 日以上前
特定施設使用廃止届出 (第 18 条)	特定施設の使用を廃止した時。	使用を廃止した日から 30 日以内
氏名等変更届出 (第 18 条)	氏名、名称、住所、所在地に変更があった時。	変更のあった日から 30 日以内
承継届出 (第 19 条第 3 項)	特定施設を譲り受け若しくは借り受けた時、又は相続若しくは合併により特定施設を承継した時。	承継のあった日から 30 日以内

※報告義務（法第 28 条第 3 項）

測定結果については、速やかに知事に報告しなければなりません。

報告は「ダイオキシン類測定結果報告書」様式第 6（別紙）に基づいて行ってください。